

青森県県土整備部建設工事施工体制点検要領

(趣旨)

第1条 この要領は、技術者の適切な配置の徹底及び一括下請負（その請け負った建設工事

-----中略-----

(発注者による点検の区分)

第4条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する~~ときには発注工事について~~、点検を実施するものとする。

~~ただし、第1号に該当しない場合については、台帳の内容等から総括監督員（青森県土木工事施工監督要領（平成9年4月1日制定）第2条第2項の規定により総括監督員に指定された職員をいう。以下同じ。）の判断により点検を実施できるものとする。~~

(1) 下請割合が30%以上のもの。

(2) 低入札工事に係るもの。

2 前項各号のいずれにも該当しない発注工事についても、台帳の内容等から総括監督員（青森県土木工事施工監督要領（平成9年4月1日制定）第2条第2項の規定により総括監督員に指定された職員をいう。以下同じ。）が必要と認めるときは、点検を実施できるものとする。

~~2.3~~ 点検の様式は、第1号様式、第2号様式、第3号様式及び第4号様式によるものとする。

-----中略-----

■第2号様式の改定

⑦建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。 (はい○、いいえ×)	工事日報等に記載されている労働者と受払簿が合致しているか確認する。 電子ポイント方式の場合は、掛金充当書及び必要に応じて被共済者別内訳を画面等で確認する。
⑧施工体制台帳に記載された下請業者の担当工事内容が合致している。 (はい○、いいえ×)	施工体制台帳に記載された下請業者の担当工事内容が、現場の施工状況と合致しているか確認する。
⑨施工体制台帳に記載された下請業者の主任技術者が現場に配置されている。 (はい○、いいえ×) ※鉄筋・型枠工事の下請（ 3500万円 , 4,500万円未満）に限り、元請または上位の下請の主任技術者が一括で施工管理することも可能	施工体制台帳に記載された一次下請業者の主任技術者が現場に配置されているか確認する。専任要（請負代金が4,500万円以上、建築一式工事は9,000万円以上） ※要本人確認。